

毎週火、金曜発行(但休日)に当るときは翌日
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 鳥取県種豚改良増殖要綱

告 示

鳥取県告示第五百六十四号

鳥取県種豚改良増殖要綱を次のように定める。

昭和三十七年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県種豚改良増殖要綱

(目的)

第一条 この要綱は、鳥取県指定種豚場(以下「指定種豚場」という。)を指定してランドレース種及びヨークシャー種種豚の改良増殖を行なうことを目的とする。

(指定基準)

第二条 指定種豚場は、次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

一 血統が明確で日本種豚登録協会の行なう種豚登録検査において、審査得点七十八点以上得点した純粋種豚五頭以上飼育し、又は将来飼育する見込みがあると認められるもの

二 施設の構造がへい獣処理場等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第百八十五号)第四条に規定する基準に適合し、豚の生産と育成に適すると認められるもの

三 施設の管理者が豚に対する改良意欲が旺盛で相当の知識及び技能を有し、かつ、その地域の養豚振興について積極的な指導力を有すると認められるもの

(申請)

第三条 指定種豚場の指定を受けようとする者は、毎年二月末日までの様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、各郡市畜産農業協同組合連合会長又は鳥取県経済農業協同組合連合会長の推せん書を添えなければならない。

(指定)

第四条 知事は、前条の申請をした者のうちから適當と認められたものを、指定種豚場に指定し様式第二号の標識を交付するものとする。

2 指定種豚場の指定の期間は、指定した日から満二箇年とする。

(種豚の譲渡)

第五条 知事は、指定種豚場に対して県が生産したランドレース種及びヨークシャー種種豚の譲渡を行なうものとする。

2 市町村が種豚貸付事業を行なうときは、当該市町村に譲渡を行なうことがある。

(遵守事項)

第六条 指定種豚場の管理者は、ランドレース種及びヨークシャー種種豚に関して、次の各号に掲げる事項を

遵守しなければならない。

一 豚舎の見易いところに指定種豚場の標識を貼付すること。

二 種豚として育成し、又は販売しようとする場合は、日本種豚登録協会の子豚登記又は種豚登録検査を受けること。

三 種雄豚を繋養する場合は、毎月の種付頭数を翌月十日までに様式第三号により報告すること。

四 種付料は、一回につき参千円を基準とすること。

五 生産したランドレース子豚の売買価格については、別に定める知事の指示価格を標準とすること。

六 登録(登記)種めす豚は、純粋繁殖を行なうとともに登録種めす豚が分娩したときは、四十日以内に様式第四号により報告すること。

七 家畜伝染病予防法(昭和三十六年法律第六十六号)に基づく予防注射を受ける等伝染病の予防措置を講ずること。

(届出)

第七条 指定種豚場の管理者は、種豚場を廃止したときは、その旨を知事に届出しなければならない。

(指導監督)

第八条 知事は、指定種豚場の管理者に対し、種豚の繁殖及び飼育管理技術について濃密指導を行なうとともに飼育管理、繁殖、販売その他必要と認める事項を指示し、又は報告を求めることがある。

(指定の取消)

第九条 知事は、第六条の規定に違反する等指定種豚場として不適當と認められたときは、指定種豚場の指定を取り消すことがある。

(純粋繁殖地域の指定)

第十条 知事は、ランドレース種豚の純粋繁殖地域を次のとおり指定して改良増殖を図るものとする。

八頭郡―船岡町、郡家町 (旧郡家、旧国中) 河原町

(旧、国英)

鳥取市―鳥取市(旧市内、旧吉岡、旧大郷、旧松保、

旧末恒)

岩美郡―国府町 (旧宇倍野)

気高郡―気高町 (旧瑞穂、旧浜村、旧宝木)

東伯郡―羽合町 (旧長瀬) 北条町 (旧下北条) 大栄町

(旧大誠、旧栄)

倉吉市―倉吉市(旧市内、旧社、旧小鴨、旧灘手、旧

高城)

西伯郡―日吉津村

米子市―米子市

境港市―境港市

(売買)

第十一条 指定種豚場で生産され登録又は登記されたランドレースめす豚は、前条の指定地域内で売買するものとする。

(雑種の処置、交配)

第十二条 ランドレースの一代雑種子豚は、離乳されるまでに、雄にあつては去勢し、めすにあつては左耳の尖端を切除するものとする。

2 種雄豚飼育者は、一代雑種豚には授精しないものと

鳥取県知事 殿

住所 氏名

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所 氏名

様式第四号

分 娩 報 告 書

指定種豚場に飼育中の左記種豚が分娩したので報告します。

品 種	分 娩 時	分 娩 頭 数	分 娩 年 月 日	登 記 頭 数	産 子 検 査 有 無
	名 号	お す め す		お す め す	
種 豚 記 番 号	種 豚 記 番 号	計	計	計	計

(印)

鳥取県知事 殿

住所 氏名

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所 氏名

様式第一号

指 定 種 豚 場 設 置 申 請 書

優良種豚を造成するとともに繁殖管理技術の向上を図るため鳥取県種豚改良増殖要綱第三条第一項の規定により申請します。

(書類の經由)

第十三条 この要綱により知事に提出する書類は、所轄地方農林振興局を經由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和三十七年十月五日から施行する。
- 2 第三条第一項中「二月末日まで」とあるのを、昭和三十七年度については「十月二十五日まで」と読み替えるものとする。

(印)

鳥取県知事 殿

住所 氏名

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所 氏名

様式第三号

種 付 報 告 書

さきのおり種付したので報告します。

月 分	種 付 頭 数	種 付 頭 数 の 内 訳	摘 要
	ラ ン ド レ イ ス		

(印)

鳥取県知事 殿

住所 氏名

年 月 日

鳥取県知事 殿

住所 氏名

様式第二号

種 付 報 告 書

さきのおり種付したので報告します。

30cm

鳥 取 県 指 定 種 豚 場

鳥 取 県

45cm

鉄 板 製

(註) 申請書には次の書類を添付すること。

- 1 豚舎の平面図
- 2 今後の拡充計画
- 3 現在繁殖中の繁殖豚の登録(登記)証明書の写
- 4 管理者の養豚経歴(飼育年数共進会出品の有無等)

(印)